

## 源平閼諍録全釈 (三―卷一上③ (五ウ5)六ウ9))

早川厚一

## 【原文】

又国「香其子」貞盛平將軍嫡々ノ末多氣大掾ヲ為テ始ニ吉田鹿島東条小栗真壁此七人者鹿島神事使也伊豆北条先祖平將軍其子維衡常陸守其子維度越前守其子維盛築後守其子貞盛維衡正度正衡正盛忠盛盛基美濃守其子貞時兵衛大夫其子時家嫁ニ北条介娘ニ設テ時包四郎大夫「其子」時政北条四郎号遠江守ト為テ右大将頼朝舅也其子義時奥州守云右京権大夫ト彼義時打随都ヲ知行日本国「序分」

## 【釈文】

又国香、其の子に貞盛平將軍、嫡々の末、多氣の大掾を始めと為て、吉田・鹿島・東条・小栗・真壁、此の七人は鹿島の神事の使ひなり。伊豆の北条の先祖平將軍、其の子に維衡常陸守、其の子に維度越前守、其の子に維盛筑(築)後守。其の子に貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛・盛基美濃守、其の子に貞時兵衛大夫、其の子に時家、北条介の娘に嫁して、時包四郎大夫を設けたり。其の子に時政北条四郎、遠江守と号す。右大将頼朝の舅たり。其の子に義時奥州守、右京権大夫と云ふ。彼の義時、都を打ち随へ、日本国を知行す。〈序の分〉

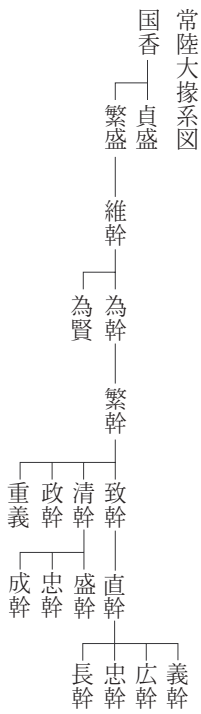
【注解】○又国香、其の子に貞盛平將軍、嫡々の末 常陸大掾一族が、国香の子貞盛を祖とする嫡流の血筋であることを言うが、『常陸大掾系図』(統群書6上―四四頁)によれば、常陸大掾一族の祖

は、貞盛の弟繁盛である。に対して、『常陸大掾伝記』(統群書6上―四〇頁)や『石川系図』(統群書6上―一五〇頁)によれば、常陸大掾氏一族の祖は、〈鬪〉と同じく、貞盛である。この点については、〈尊卑〉(4―二五頁)や『桓武平氏系図』(統群書6上―一頁)が、常陸大掾氏の祖となる維幹を繁盛の子とするし、『常陸大掾伝記』では、

「其子貞盛從四位上。平將軍。陸奥守。是日本平氏ノ嫡流也。其子維幹。此時初而住当国。水漏ノ大夫ト号ス。其舍弟次男維衡。太政入道淨海ノ先祖也。其舍弟維茂。江州余五將軍。其舍弟維將。上総ノ先祖也」(四〇頁)と云うように、清盛の先祖維衡や、維茂、上総氏の祖維將を維幹の弟とし、「千葉氏や三浦氏その他も、良望の舍弟の系統で、支流とされているから、維幹の家系が本流ということになり、明らかに作為が見える」(群書解題『常陸大掾伝記』の項1―二九頁)。以上からすれば、〈鬪〉の常陸大掾氏系譜には、『常陸大掾伝記』に見

るような系譜を取り込むことにより、常陸大掾氏を嫡流とし、北条氏や平氏は、祖を同じくするものの貞盛の庶流だとする主張があるのであろう。なお、『千字集抜粹』は、「良望親王第二王子平将軍貞盛、第二子繁盛」(九二頁)として、以下北条氏の家系を記す。○多気の

大掾を始めと為て 多気大掾氏は、常陸大掾職にあった、維幹(繁盛の子)・為幹・繁幹・致幹・直幹・義幹の六代にわたって常陸大掾職にあったが、義幹の代に、八田知家の策謀により失脚した(『吾妻鏡』建久四年(一一九三)六月五日条)ことにより、常陸大掾職は、吉田(馬場)資幹に移った。初代の維幹は、父繁盛の代から、良文流平氏の忠頼やその子忠常と敵対関係にあり、忠常の乱の折には攻撃軍に参加している(石井進三二〜四五頁)。○吉田 『常陸大掾伝記』「重幹ノ子致幹ノ舎弟清幹之嫡子吉田太郎盛幹」(四二頁)。「平安末期に那賀・吉田両郡一帯に勢力を有していたのは常陸大掾一族であったが、特に重幹の子清幹は吉田次郎といい、子吉田太郎盛幹は吉田氏の祖となり、盛幹の子吉田太郎幹晴(幹清)と石川次郎家幹は「吉田・石川の両頭」とよばれ、子孫は吉田・那賀両郡に広がった(水戸市史)」(角川地名・茨城県)九七六頁)。○鹿島 『常陸大掾伝記』(盛幹の弟)忠幹ノ舎弟成幹。鹿島ノ先祖也」(四二頁)。「『常陸大掾系図』「成幹(鹿島三郎肥前権守)」(四六頁)。源頼朝により、鹿島神宮の惣追捕使



に任命された鹿島三郎政幹は、成幹の三男(『吾妻鏡』養和元年三月十二日条)。○東条 『常陸大掾伝記』「総領致幹ノ子直幹。其子良幹。舎弟忠幹。東条五郎。東条ノ先祖也」(四二頁)。「おおよその荘域は霞ヶ浦を東辺とし、小野川の左岸地帯を広く含む地域だったと考えられる」(平凡社地名・茨城県)「東条庄」の項五九八頁)。○小栗

『常陸大掾伝記』(重幹の子、正幹の弟)重義。号小栗五郎也」(四二頁)。源頼朝が佐竹追討の帰路に立ち寄った小栗重成は、重義の孫に当たる(『吾妻鏡』治承四年十一月八日条)。○真壁 『常陸大掾伝記』(忠幹の)舎弟長幹。真壁六郎也」(四二頁)。「真壁氏の始祖長幹は本宗多気直幹の子で、真壁六郎と称し、承安二年(一一七二)頃真壁の地に館を造って入部したという(真壁安芸守系図伝正寺蔵)。長幹の入部は平国香以来常陸平氏本宗に相伝されてきた真壁郡司の職を継承してのことであった」(平凡社地名・茨城県)四八八頁)。○此の七人は 多気大掾以下真壁まで六氏の名しか挙げられていない。行<sup>が</sup>方の名の脱落だろう。『常陸大掾伝記』(吉田太郎盛幹の)舎弟忠幹。行方平四郎。其嫡子行方太郎景幹」(四二頁)。「鎌倉時代に常陸大掾氏の一族吉田忠幹がこの地に築城、行方氏と称したことに始まる。その子景幹(行方太郎)は鹿島総検校を勤め(鹿島神宮文書、元暦三年(一一八四)二月には源義経の軍に加わり屋島で戦死した(常陸三家譜)」(平凡社地名・茨城県)四一八頁)「行方城跡」の項。○鹿島の神事のしひなり 二月上申日の鹿島社大祭には勅使が下向していたが、「鹿島使に代わる鹿島大使役は、遅くとも建長元年(一二四九)には行われ(鹿島大使役記抄記)石川家文書、乾元二年(一一三〇三)の正月青馬之事并七月御祭大使役之事案(鹿島神宮文書)などによれ

ば、大掾氏一門の行方・真壁・小栗・吉田・東条・鹿島・馬場の七郷七家の地頭の巡役で勤仕され、武家の神事への進出が認められる(「平凡社地名・茨城県 三三八頁」)。○伊豆の北条の先祖平将軍 先に、常陸大掾氏を、貞盛の「嫡々の末」としていた。故に、北条の場合には、同じ貞盛を祖としながらも、その庶流と解することになろう。

○其の子に維衡常陸守… 以下の北条系譜の中には、途中から平氏系譜(「貞盛・維衡」から「忠盛」まで)が入り込んでいて混乱している。(「全注闘」(上―四九三頁)の記す平家系図を参考にして、(「闘」の記す北条・平家系図を次に記そう。

北条・平家系図

貞盛―維衡―維度―維盛―盛基―貞時―時家―時包―時政  
 正度―正衡―正盛―忠盛

なお、平家系図については、注解「其の子に貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛」で扱い、ここでは、北条系図について考える。次に、時政までの系譜を記した北条氏系図・史料のいくつかを示そう。

\*〈尊卑〉(4―二五―二七頁)

貞盛―維時―直方―盛方

貞盛―維時―直方―聖範―時直―時家―時方―時政  
 \*野津本北条系図(田中稔「史料紹介 野津本『北条系図、大友系図』」国立歴史民俗博物館研究報告五、一九八五・3。三六―三七頁)

貞盛―維時―直方―雲範―時直―時家―時方―時政  
 \*『系図纂要』(8上―二八五―二八六頁)

貞盛―維時―直方―維方―時方―時家―時兼  
 聖範―時政

\*妙本寺平家系図(『千葉県の歴史 資料編中世3(県内文書2)』五九四頁)

貞盛―維時―直方―維方―盛方―時家―時兼―時政  
 聖範

\*妙本寺平家系図(『千葉県の歴史 資料編中世3(県内文書2)』六〇七頁)

貞盛―維時―直方―時家―時方―時政  
 維方―盛方

\*桓武平氏諸流系図(『奥山庄史料集』一二二頁)

貞盛―維時―直方―維方―聖範―時家―時兼―時政  
 盛方

\*野辺文書北条氏系図(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ七』四〇六―四〇七頁)

貞盛―維時―直方―維方―盛方―聖範―時家―時兼―時政  
 \*平姓指宿氏系図(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』五二頁)

貞盛―維時―直方―維方―時方―時兼―時家―時政

\*北条系図(続群書六上―六一―六四頁)  
 貞盛―維時―直方―維方―時方―時家―時政  
 聖範―時兼

\*延慶本『平家物語』平氏系図(『延全注釈』卷二―二二―二五頁)

貞盛―維時―直方―維方―時方―時家―時政

\*入来院家所蔵平氏系図(山口隼正「入来院家所蔵平氏系図について(上)」長崎大学教育学部社会科学論叢六〇、二〇〇二・3。七―

九頁)

貞盛—維時—直方—維方—時方—時家—時兼—時政  
 「聖範」

\*千学集抜粹『妙見信仰調査報告書(二)』九二頁)

良望親王第二王子平将軍貞盛、第二子繁盛、惟時・惟持・惟家・直方・政範・時方・時家・時包、時政、北条四郎遠江守

どれ一つとして一致する系図はない中、いずれの系図も、北条氏を、源頼義を曾として、鎌倉の地を譲った、上総介平直方の子孫とする点、しかし、時政の祖父あたりから時政に至るまでの系譜に相当な異同が見られることに気付く。その中でも、〈闘〉の北条氏系譜は特異である。先ずここでは、〈闘〉が、北条氏の祖を、伊勢平氏と同じ祖の維衡とする点に注意したい。ことさらに、伊勢平氏と北条氏の祖が同じであることを言おうとするのか、あるいは、常陸大掾氏を貞盛の嫡流とし、北条氏をその庶流として記そうとすることと関わるのか。なお、維衡は、貞盛の子、常陸介任官は、寛仁四年(一〇二〇)九月十九日(『左経記』)。閔歴は、高橋昌明(一一一〇頁)・野口実①(七頁〜八頁)に詳しい。維将は、貞盛の子(閔歴は、野口実①六頁)。維時は、維将の子、祖父貞盛の養子となっている(閔歴は、野口実①九頁)。諸系図の内、「貞盛—維時」と、維将を記さない系図があるのはそうした養子関係による事情のためだろう(『延全注釈』巻一—三四頁)。「千学集抜粹」は、貞盛の第二子として繁盛を引くが、繁盛は、国香の子、貞盛の弟。先に見た常陸平氏の祖。○其の子に**維度越前守** 維衡の子には、〈尊卑〉に見る正度・正濟の他正輔が確認できるのみ(高橋昌明三二頁)。「闘」の維衡から盛基(貞時)に至

るまでの系譜については、次に掲げた中条家文書「桓武平氏諸流系図」や〈尊卑〉に一致するように、維度は、正度の誤り(野口実②)と考えられる。維度の最終官は、越前守で、治暦三年(一〇六七)にはすでに故人になっている(高橋昌明四二頁)。



○其の子に**維盛筑後守** 駿河守の任官は確認できるが(高橋昌明四二頁、野口実③八頁)、筑後守は確認できない。「桓武平氏諸流系図」に、「筑前守」とあるが、あるいはそのことと関わるか。○其の子に**貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛** 維盛の子は、前掲の系図にも見るように、盛基。故に、「其の子」は、次の「盛基美濃守」にかかる語句であり、その間に挟まれた「貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛」は、ある段階に誤って挿入された可能性がある。既に清盛の系譜までは、「其の先祖を尋ねれば、桓武天皇〈柏原天皇〉第五の王子一品式部卿葛原親王九代の後胤、讃岐守正盛の孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡男なり」(三〇三〜三〇四)と記されていることから、〈闘〉巻頭の坂東平氏系図に、貞盛から清盛までの系図は記されていないなかった可能性があろう。例えば、巻頭系図の北条氏系図中に挿入された「貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛」は、次節の「平将軍より備前守忠盛に至るまで六代の間は」に付された欄外の加注であったものが、転写

などの折に誤って本文に取り込まれた可能性も考えられよう。○盛基濃守 『除目大成抄』第五には、永久二年（一一一四）正月、盛基が駿河守への補任を希望して提出した申文が収録されており、その文面から、この時彼は七十に及ぶ高齢であったことが分かる。信濃守・相模介の任官は確認できるが、美濃守は確認できない（野口実②③）。「桓武平氏諸流系図」〈尊卑〉には、「信濃守」。美濃守は、信濃守の誤写の可能性もある。○其の子に貞時兵衛大夫 〈尊卑〉が貞時の官職を「美作守」（4―124頁）とし、子に貞長・貞義・貞頼を記す以外、『中右記』にも記載がなく、詳細は不明。〈闘〉によれば、貞時の子が時家となるが、時家の父については、諸系図において時直・時方・聖範説があるように異同が激しく、〈闘〉の貞時説の当否については決めがたい。なお、野口実②は、〈尊卑〉によれば、貞時の兄弟の盛時の子にも正時・叙時がいて（4―133頁）、この系統の多くが「時」を名の通字にしていることに注目する。○其の子に時家、北条介の娘に嫁して 佐々木紀一は、〈闘〉に時家が伊勢平氏の出身で北条介の婿になったとする記事は、秋田県公文書館佐竹文庫蔵北酒出本『源氏系図』の大和源氏頼俊の曾孫にあたる僧信実の注記に「母平時家女伊豆国住人」とある記事に対応することを指摘した上で、「時家は、大凡そ十一世紀後半から十二世紀初の人物と見なし得る」（五二頁）とし、時家を時政の祖父とすることの妥当性を指摘した。この佐々木説を受けて、野口実②は、「時政の祖父と目される時家が京武者層の出身であった可能性がよい」（五七頁）ことを指摘する。さらに、〈闘〉は、「北条介」の系譜や時家が婿入りをした経緯については一切触れないため、諸系図が記す直方を祖とする所伝との関連が不明だが、

野口実②は、「北条氏が平直方の子孫であるという所伝は、頼朝が源氏の東国支配の淵源を源頼義に求めて、その正当性をイデオロギー化したことに対応する意図、すなわち、頼義と頼朝、直方女と政子を等置することによって、北条氏と源氏との縁由を強調する（このことは、頼朝がその嫡子に、頼義と直方女の間生まれた「義家」になぞらえて「頼家」と命名したことから裏付けられる）」という目的によって捏造された可能性も考慮されるべきなのかもしれない」（五六―五七頁）との仮説を提示する（同様の問題提起は、永井晋にも見られる。六七―六八頁）。これまでも、〈闘〉の平氏系譜に、頼義に鎌倉を譲った舅直方の名が載せられていないことが問題とされたが、その際、北条氏に対する坂東平氏の優越性を説いた（早川厚一七頁）説明の中（今野慶信三三頁）、〈闘〉編者の北条氏に対する悪意という説明の中で触れられたりした（真野須美子四六頁）。あるいは、直方が、「千葉氏の祖先である忠常の追討使」（福田豊彦）であったため省かれたのか、その理由は判然としない。あるいは、時家が、北条介の娘に嫁したということは、直方流の北条氏に時家が婿入りしたと言うように読み得るのか。そうした問題と、冒頭の注解に見たように、常陸大掾氏こそ嫡流であって、北条氏や平氏は、祖を同じくするものの貞盛の庶流だとする〈闘〉の平氏系譜に見る主張とはどのように結び合うのか、今後の課題と言えよう。○時包四郎大夫を設けたり これまで、「時色」と翻刻されてきたが、「時包」が正しい（佐々木紀一五〇頁、野口実②五五頁）。「色」と「包」の草書体が似ていることから生じた誤り。諸系図で、この「時包」に該当するのが、時兼（妙木寺平家系図・桓武平氏庶流系図・野辺文書北条氏系図・入来院家所蔵平氏系図等）。

『千学集抜粹』は「時包」。共に、「ときかね」と訓む(野口実②五六頁)。

桓武平氏庶流系図・野辺文書北条氏系図には、「北条四郎大夫」とあり、〈闘〉に一致。○其の子に時政北条四郎、遠江守と号す 正治

二年(一一〇〇)四月一日遠江守『吾妻鏡』同年四月九日条等)、元久二年(一一〇五)閏七月二〇日出家(『関東開闢皇代并年代記』等)。

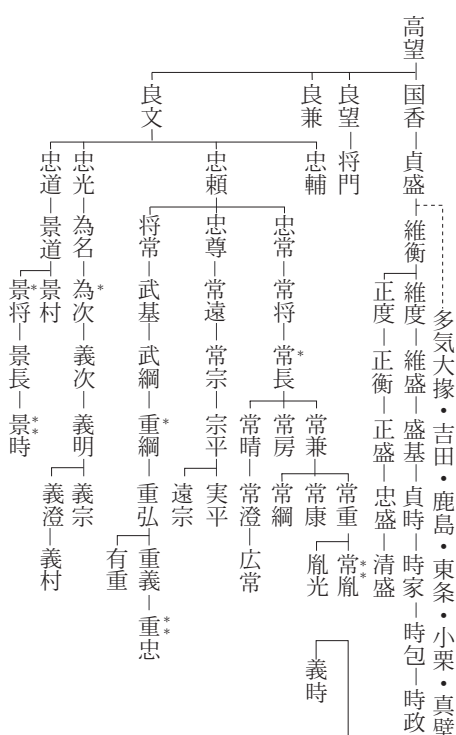
○其の子に義時奥州守、右京権大夫と云ふ 建保五年(一一二七)

十一月右京権大夫(『吾妻鏡』同年十一月十七日条)、十二月十二日兼陸奥守(『吾妻鏡』同年十二月二十四日条)。○彼の義時、都を打ち随へ、日本国を知行す。〈序の分〉ここまでが、〈闘〉の序に当た

る。承久の乱で後鳥羽院を破った義時が、幕府の執権として日本国中に威を振るった事実を指す(渥美かをる九八頁)。渥美は、この記事

から、〈闘〉の成立の上限を、三上皇を配流した承久三年(一一三二)七月以降とする。なお、整理を兼ねて、以上の坂東平氏の系譜を系図として掲げ、問題点を整理する。

多気大掾・吉田・鹿島・東条・小栗・真壁



①坂東八平氏の祖を良文として、その嫡流に千葉氏があることを言う。

しかし、系譜中では、千葉氏の事績のみが強調されるわけではない。

\*を付した常長・重綱・為次・景将等の、十二年合戦の折の戦功、\*

\*を付した常胤・重忠・景時等の、頼朝挙兵の折の戦功が記されるよ

うに、良文を始祖とする坂東平氏は、氏素性こそ平氏であっても、実

は先祖の代から源氏方として活躍してきたことを主張し、頼朝挙兵に

際しても、同様に忠誠を尽くしたことを、虚構を交えながら、系譜中

に書き留めているのである(渥美かをる一二二頁・今野慶信三三頁)。

〈闘〉の坂東平氏系譜は、国香流の一族を含めて、源氏方として参戦

した者達の系譜として書かれたものと考えられる。とすれば、前項に

も考察したように、〈闘〉巻頭の坂東平氏系図には、貞盛から清盛ま

での系譜は記されていないなかった可能性がある。

②千葉氏が、坂東平氏の嫡流である証として、妙見大菩薩が嫡流に伝

えられてきたことを言う(「妙見大菩薩は長嫡に属す」。とすれば、

国香流において、鹿島神事の使が、嫡流の多気大掾を初めとする七家

に伝えられていることを言うのは、妙見大菩薩と同様に、これらが嫡

流に伝えられるものであることを言おうとするためだろうか。その千

葉氏に伝えられた「妙見大菩薩」とは、将門に勝利を齎した天下取

りの霊力を持つ神であった(渥美かをる一〇九頁)。また、挙兵した

頼朝のもとへの常胤の参向は、併せて妙見大菩薩の渡御を意味した

(〈闘〉巻五「三 妙見大菩薩の本地の事」「常胤、君の御方へ参り向

かって仕へたるを、偏に妙見大菩薩の御渡りあると思し食さるべく候

ふ)。千葉氏の参向を得、その結果、妙見大菩薩の支援を受けること

になった頼朝の勝利が予見されていると言えよう。

③〈闘〉の系譜に比較的近いものを収めるのが、これまでの注解から明らかとなるように、『千学集抜粹』『般若院系図』『神代本千葉系図』『徳島本千葉系図』『平朝臣徳島系図』『千学集抜粹』は、千葉氏の氏寺である金剛授寺にあった『千学集』の抄本で、千葉妙見宮の伝承を記したものである。『般若院系図』は、般若院家が、千葉常胤の子相馬師常の孫天谿から始まる家系である（今野慶信三九頁）ように、千葉嫡流の

#### 【引用研究文献】

系図を留めたもの。また、後の三系図は、いずれも九州千葉氏に由来した系図であるが、十三世紀末に九州に下向して九州千葉の祖となつた宗胤は、千葉氏庶流の出自ではなく、関東に残つた嫡流千葉介胤宗の兄であった（福田豊彦六九頁）。〈闘〉の系譜に近いものをこれらが収めるのは、これらがいずれも千葉氏嫡流に伝えられた系図や伝承を書き留めているためである。

\* 渥美かをる「源平闘諍録における源氏関係記事増補の意図について」（国文研究三、一九七四・４。「軍記物語と説話」笠間書院一九七九・５再録。引用は後者による）

\* 石井進『鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―』（平凡社一九八七・６。「石井進著作集5」岩波書店二〇〇五・1再録。引用は前者による）

\* 今野慶信「東国武士団と源氏臣従譚」（駒沢大学史学論集二六、一九九六・４）

\* 佐々木紀一「北条時家略伝」（米沢史学一五、一九九六・６）

\* 高橋昌明『清盛以前 伊勢平氏の興隆』（平凡社一九八四・５。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10。引用は後者による）

\* 永井晋「北条氏と三浦氏のつながりを読む」（三浦一族研究一、二〇〇七・３）

\* 野口実①「平貞盛の子息に関する覚書―官歴を中心として―」（駒沢大学大学院史学系古代史部会史聚八、一九七八。「中世東国武士団の研究」高科書店一九九四・12再録。引用は後者による）

\* 野口実②「京武者」の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―（研究紀要（京都女子大学宗教・文化研究所）一九二〇六・３）

\* 野口実③「院政期における伊勢平氏庶流―「平家」論の前提作業―」（研究紀要（京都女子大学宗教・文化研究所）一六、二〇〇三・３）

\* 早川厚一「源平闘諍録」考―その成立をめぐる―」（名古屋大学国語国文学三八、一九七六・６）

\* 福田豊彦「源平闘諍録」その千葉氏関係の説話を中心として（東京工業大学人文論叢一九七五・12）

\* 真野須美子「源平闘諍録」の源氏関係記事に関する一考察（青山語文二〇、一九九〇・３）

## 【原文】

二 備前守忠盛昇殿事天承元年三月十三日

高望親王之末打<sub>レ</sub>靡<sub>二</sub>日本国<sub>一</sub>既<sub>二</sub>及<sub>二</sub>三ヶ度<sub>一</sub>然先祖貞盛誅朝敵將門<sub>一</sub>任鎮守府平將軍<sub>一</sub>自平將軍<sub>一</sub>至<sub>二</sub>備前守忠盛<sub>一</sub>三代之間、雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>諸国<sub>一</sub>受領<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>仙跡<sub>一</sub>然、忠盛<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>備前守<sub>一</sub>之時造進鳥羽院御願得長寿院<sub>一</sub>立<sub>二</sub>三十三間御堂<sub>一</sub>奉安<sub>一</sub>置<sub>二</sub>一千一鉢御仏<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>其<sub>一</sub>功<sub>一</sub>天承元年<sub>一</sub>〈辛亥〉三月十三日供養日忠盛被<sub>レ</sub>行勸<sub>一</sub>賞<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>闕<sub>一</sub>國<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>仰<sub>一</sub>下<sub>一</sub>之上禪定法皇<sub>一</sub>叡感之余<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>容<sub>一</sub>内<sub>一</sub>昇<sub>二</sub>殿<sub>一</sub>之間雲<sub>一</sub>上<sub>一</sub>人憤<sub>レ</sub>猜<sub>ム</sub>

## 【釈文】

二 備前守忠盛昇殿の事天承元年三月十三日

高望親王の末、日本国を打ち靡かすこと、既に三ヶ度に及べり。然るに、先祖貞盛、朝敵將門を誅して鎮守府平將軍に任ず。平將軍より備前守忠盛に至るまで六代の間は、諸国の受領たりと雖も、未だ殿上の仙跡をば免されず。然れば忠盛備前守たりし時、鳥羽院の御願得長寿院を造進して、三十三間の御堂を立て、一千一鉢の御仏を安置し奉る。其の功に依つて、天承元年〈辛亥〉三月十三日の供養の日、忠盛に勸賞行はれて、闕國を賜る由、仰せ下さるる上、禪定法皇叡感の余りに、内の昇殿を容さるる間、雲上の人憤り猜む。

## 【校異・訓読】

一 原文には、「勸賞に」とある。「忠盛」とあつた送り仮名が、「勸賞」と誤つて付されたか。

【注解】○高望親王の末、日本国を打ち靡かすこと、既に三ヶ度に及べり 原文では、前段を「序の分」として一日終わり、段落替へはしないが、二文字程空けて、本章段を始めることから、ここから新たな章段を起こそうとするのだろう。高望王の子孫が三箇度にわたり日本を知行したとするが、その三回とは、平將門・平清盛・北条義時の三人を指そう（赤松俊秀三二七頁・渥美かをる二一九頁）。赤松俊秀は、義時を將門・清盛と同一視することを問題とし、そうした記事が可能であつたのは、〈闘〉が、北条氏反対の機運が幕府内外にみながり始めた十四世紀初頭に成立したからと考える。赤松の指摘は重要であろう。〈闘〉では、將門は、巻五「三 妙見大菩薩の本地の事」に見るように、初めは「正しく直く剛なる」者として記されるが、「正直詔佞と還つて、万事の政務を曲げて行ひ、神慮をも恐れず、朝

威にも憚らず、仏神の田地を奪ひ取」（五ウ）つたために、妙見大菩薩は、將門の家を出て、良文のもとに移り、それがために將門は討伐されたとする。こうして良文のもとに移った妙見大菩薩は、嫡流に伝えられていったが、その嫡孫千葉常胤は、源頼朝に従つて、清盛を倒し、その後、北条義時に従い、承久の乱では後鳥羽上皇を破り、その結果、義時は日本を知行することになったとするのだろう。天下取りの鍵は、妙見大菩薩の加護を得た坂東平氏の嫡流千葉氏（延いては坂東平氏）の参向にかかっていることとなり、北条氏が、もし「万事の政務を曲げて行ひ、神慮をも恐れず、朝威」を憚ることない政務を行い、その結果、妙見大菩薩の加護を失うこととなれば、將門に見た同じ運命を辿ることもあり得ることになる。そのような読みの可能性を示す〈闘〉の成立は、赤松が言うように、〈闘〉の奥書に示す建

武四年(一二三七)に近い、十四世紀初頭と考えて良いのではないか。

しかし、これに対する異論もある。野口実は、日蓮がその著作・消息類の中に引用した武士の中では、将門・清盛・義時の回数が多く、千葉氏吏僚の富木常忍が日蓮の有力な檀越であったことを考えると、下総守護所の人々の武士認識も日蓮に近かったのではないかとする。また、十三世紀中・後期に義時を将門や清盛と同列にとらえることが、その忌避に触れるほど幕府の思想統制は徹底したものであったかと疑義を呈する。○先祖貞盛、朝敵将門を誅して鎮守府平将軍に任ず

〔闘〕の独自異文。「先祖」とは、この場合、この後に「平将軍より備前守忠盛に至るまで」と記されるように、伊勢平氏の先祖貞盛の意であろう。将門が朝敵となり、討たれることとなる経緯は、〔闘〕巻五「三 妙見大菩薩の本地の事」に詳しい。前項参照。貞盛が、将門追討の功により任官したのは従五位上右馬助で、鎮守府将軍の任官はそ

#### 【引用研究文献】

- \* 赤松俊秀「親鸞と平家物語」(日本歴史二七二、一九七一・一)、『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・一再録。引用は後者による)
- \* 渥美かをる「源平闘諍録における源氏関係記事増補の意図について」(国文研究三、一九七四・四)、『軍記物語と説話』笠間書院一九七九・五再録。引用は後者による)

\* 野口実「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰——『源平闘諍録』成立の前提——」(千葉県史研究六、一九九八・三)

#### 【原文】

同年十一月廿三日五節豊明<sup>一</sup>節<sup>二</sup>會夜<sup>三</sup>欲<sup>四</sup>為<sup>五</sup>闍打<sup>六</sup>忠盛<sup>七</sup>近親<sup>八</sup>郎等<sup>九</sup>有<sup>十</sup>進三郎大夫季房<sup>十一</sup>之子左兵衛尉家貞<sup>十二</sup>云者聞<sup>十三</sup>得<sup>十四</sup>此事<sup>十五</sup>狩衣<sup>十六</sup>の下著腹卷<sup>十七</sup>腋挟<sup>十八</sup>三尺大刀<sup>十九</sup>有事<sup>二十</sup>者口<sup>二十一</sup>今可走<sup>二十二</sup>立<sup>二十三</sup>躰突<sup>二十四</sup>跪<sup>二十五</sup>殿上<sup>二十六</sup>之小庭<sup>二十七</sup>候<sup>二十八</sup>上人貫首<sup>二十九</sup>已<sup>三十</sup>下<sup>三十一</sup>惟此<sup>三十二</sup>召<sup>三十三</sup>六位藏人<sup>三十四</sup>控<sup>三十五</sup>柱<sup>三十六</sup>内<sup>三十七</sup>布衣者<sup>三十八</sup>候<sup>三十九</sup>何者<sup>四十</sup>狼藉<sup>四十一</sup>急罷<sup>四十二</sup>出<sup>四十三</sup>被<sup>四十四</sup>云<sup>四十五</sup>家<sup>四十六</sup>貞袖<sup>四十七</sup>押<sup>四十八</sup>合<sup>四十九</sup>畏<sup>五十</sup>申<sup>五十一</sup>随仰<sup>五十二</sup>尤雖<sup>五十三</sup>可罷<sup>五十四</sup>出候<sup>五十五</sup>相伝<sup>五十六</sup>主備前守殿<sup>五十七</sup>無<sup>五十八</sup>其<sup>五十九</sup>由<sup>六十</sup>今夜<sup>六十一</sup>可被<sup>六十二</sup>為<sup>六十三</sup>闍打<sup>六十四</sup>之由承候者<sup>六十五</sup>為<sup>六十六</sup>見<sup>六十七</sup>何<sup>六十八</sup>成給様<sup>六十九</sup>此<sup>七十</sup>〔候〕<sup>七十一</sup>得<sup>七十二</sup>古曾不罷<sup>七十三</sup>出<sup>七十四</sup>候居<sup>七十五</sup>其上<sup>七十六</sup>第<sup>七十七</sup>平九郎家季<sup>七十八</sup>腋挟<sup>七十九</sup>大刀<sup>八十</sup>遙引<sup>八十一</sup>去居藏<sup>八十二</sup>人立<sup>八十三</sup>還<sup>八十四</sup>委申<sup>八十五</sup>此由<sup>八十六</sup>者各<sup>八十七</sup>卷舌<sup>八十八</sup>懼<sup>八十九</sup>逢<sup>九十</sup>

の後のこと。○平将軍より備前守忠盛に至るまで六代の間は〔四・

延・長・盛・南・屋・覚〕は、国香から正盛までの六代のこととするのに対し、〔闘〕は、貞盛から維衡・正度・正衡・正盛・忠盛までの六代とする。前段の注解「其の子に貞盛・維衡・正度・正衡・正盛・忠盛」に記したように、前段系譜中の貞盛から忠盛までの系譜記事は、本記事の「六代」の注であったものを誤って取り込んだ可能性が高まる。○然れば忠盛備前守たりし時：以下最後まで、諸本の中

は〔南〕に本文が近似する。「然ニ忠盛朝臣備前守タリシ時、鳥羽院ノ御願得長寿院ヲ造進シ、三十三間ノ御堂ヲ立、一千一躰ノ御仏ヲ居奉ル。天承元年三月十三日、供養同勸賞行ハル。闕国ヲタブベキ由被仰下上、禅定法皇歡感ニ絶サセオハシマサズ、内ノ昇殿ヲ免サル。雲ノ上人憤<sup>一</sup>猜<sup>二</sup>〔七頁〕。○容<sup>三</sup>ざる間<sup>四</sup>〔名義抄〕「容ユルス」(法下五〇四)。

## 【釈文】

同じき年十一月廿三日、五節豊いよよの明かりの節会マカウの夜、闇打カクに為んと欲ければ、忠盛が近親の郎等に、進三郎大夫季房よが子、左兵衛尉家貞と云ふ者有り。此の事を聞き得て、狩衣カヌイの下に腹巻ハクマキを着、三尺の大刀タチを腋挟アキんで、事有らば、只今走り立つべき躰ミにて、殿上の小庭に突ツいて跪マきてぞ候マひける。殿上人、貫首クニウ已下、此コレを恠アヤしみ、六位の藏人サウジンを召マして、「控コウ柱チウより内に、布衣フイの者の候マふは何者ぞ。狼藉ロウジツなり。急イぎ罷マり出デてよ」と云イはれば、家貞、袖スエを押し合アはせ、畏オソつて申しけるは、「仰オウせに随マつて、尤モトも罷マり出デて候マふべしと雖モも、相伝サウデンの主備前守殿ヌシノミを、其ソノの由ユも無ナきに、今夜、闇打カクに為セらるべき由、承ウケり候マへば、何ニにも成ナり給タマはん様サマを見ミん為ニ、此コくて「候マふ」。得エ古コ曾ソ罷マり出デづまじけれ」とて、候マし居マたり。其ソノの上、弟イモ(第)の平九郎家季ヘイクウノケキも、大刀タチを腋挟アキんで、遙トホかに引ヒき去クりて居マたりければ、藏人サウジン立タち還マつて、委マしく此コの由ユを申マしければ、各オノ舌シタを卷マいて懼オソれ逢アへり。

【校異・訓読】 1草冠クサカウの無い、「郎」に似た字。2欄外ランガイに「控コウ」。3「候」、朱シュによる補入。4底本ソコには、「思」とある。「思」は、「思」の誤りで、「思」は、「懼」の古字『大漢和辞典』四一一三九頁)。但し、〈闘〉には、ここ以外に五箇所「懼」が使用されているが、いずれも明らかに「懼」と読み取れる字。

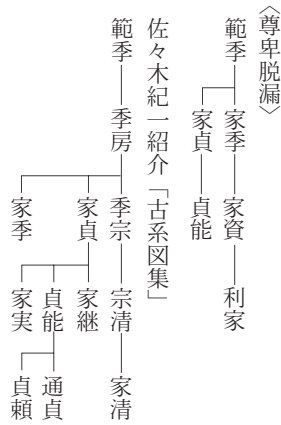
【注解】○同じき年十一月廿三日 前節の記事を受け、天承元年(一一三二)十一月二十三日。○闇打 『平家物語』諸本の内では、〈盛〉に暗殺の意の「闇討」の用例が一例(5―三三二頁)があるが、ここも含めて、「闇討」とは、暗闇に乗じて相手を打ち懲ツらす殴打事件程度の意で用いられていると考えられる(佐伯真一)。○忠盛が近親の郎等に、進三郎大夫季房が子、左兵衛尉家貞 家貞の祖が、平家の郎等となった時期を、〈四・延・南〉では、家貞の父季房が正盛に仕えていた時とし、〈長・盛〉は、家貞の祖父貞光が正盛に仕えていた時とするのに対し、〈闘・屋・覚〉は不記。〈盛全釈〉(一一一七頁)の注解参照。○此の事を聞き得て 〈四・南同。〉〈延・長・盛〉でも、家貞が忠盛に、「今年の五節の御出仕には、一定僻事出来候ふべき由、粗承る旨候ふ」(〈延〉巻一―一七オ)と申したとするように、家貞が、五節での狼藉出来の噂を聞き、殿上の小庭に祇候したと

する点は同じ。但し、〈延・長・盛〉の場合は、家貞の祇候を、忠盛が承諾したとする点が異なる(〈盛全釈〉一一一七―一八頁)。その点、〈屋・覚〉では、忠盛の承諾を得た上で、家貞が祇候したとも、あるいは、承諾は得ず家貞の判断で(但し忠盛は家貞のそうした行動を予測していたとも)祇候したとも両様に取れよう。○三尺の大刀 〈四・延〉「大刀」、〈長・覚〉「つる袋つけたる太刀」、〈南・屋〉「太刀」、〈盛〉「衛府ノ太刀」。〈盛〉のように、左兵衛尉である家貞は、三尺の衛府の太刀を持っていたとされるだろう。○事有らば、只今走り立つべき躰にて 〈闘〉の独自本文。事が起きた時、すぐに走り出すことの出来る様子。この後の「突ツいて跪マきて」の具体的描写。○突ツいて跪マきて 〈延・長〉には、家貞の弟家長(家房)が、「狩衣の下より手を出だして、犬居イヌイについ跪マきて」(〈延〉一八オ)、祇候していたとする。○控コウ柱 〈四〉「控コウ柱」、〈延・長・屋〉「空柱」、〈盛〉「宇

津保柱」(南・覚)「ウツホ柱」(南)。「控」「控」共に、中世古辞書に「ウツホ」の訓は見られないが、雨水を受けるための空洞の柱の意であるから、「控柱」が良いか(全注闘)上―五〇頁)。なお、この時の内裏は、里内裏である土御門烏丸内裏であった(盛全釈)一―一九頁)。

○布衣 狩衣のこと。先に、家貞の装束は、「狩衣の下に腹巻を著」と記されてあった。○急ぎ罷り出でよ」と云はれれば 殿上人や藏人頭等が、六位の藏人に言わせたわけだから、ここは、他諸本の様に、「云はせければ」と訓みたいところ。〈四〉には「謂<sup>ケレ</sup>」とあるが、同異本の静嘉堂本には、「謂<sup>セケレ</sup>」とあり。なお、〈闘〉の用例の内、使役の意味の「被」の用例は見あたらない。○家貞、袖を押し合はせ 〈闘〉の独自異文。〈闘〉には、他に、「袖を挑<sup>か</sup>き合はせて」(巻二下―一四オ)、「袖を掻き合はせて」(巻五―五オ)の用例がある。あるいは、「押」は、「挑」「搔」または「打」の誤りの可能性もあろう。いずれの用字としても、袖をかき合わせ、畏まる様子だろう。○弟の平九郎家季 家貞と共に祇候した人物は、〈延〉「同弟薩摩平八家長」、〈長〉「同じき舍弟さつまの平八家房」、〈盛〉「子息平八家長」と言うように異同が多い。家季は、「御輿振」に、神

輿を射て禁獄された武士の交名を引く『玉葉』の記事「平俊家、字平次、是ハ薩摩入道家季孫、中務承家資子」(安元三年四月二十日条)から、〈尊卑脱漏〉(続群書五上―一三五頁)に見る「家季(薩摩守従五位下、字平八、除髮号薩摩入道。イ家貞弟也)」と同人と見られ、それはまた、佐々木紀一が紹介する新出の古系図集(平成五年十一月二十一日刊行の『一誠堂書店創業九十周年記念 古典籍善本展示即売会目録』)に見る「家季(従五下薩摩守、字平八出家)」も同人だろう。また、半井本『保元物語』の平家の郎等の名寄「郎等二八、筑後左衛門家貞、同新左衛門貞能、新兵衛尉家季」(四二―四三頁)に見る「家季」も同人であろう(佐々木紀一六〇頁)。



【引用研究文献】

- \* 佐伯真一 「殿上闘討」の語義 『延慶本平家物語考証一』 新典社一九九三・五
- \* 佐々木紀一 「桓武平氏正盛流系図補輯之落穂」(米沢国語国文二五、一九九六・12)